

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 前田 ナツ子

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第 21 号 鳴門市文化会館条例の一部改正について」ほか議案 8 件、請願 1 件であります。

当委員会は、3 月 3 日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案 9 件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願 1 件については、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第 22 号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」は、基礎賦課限度額の引き上げ、軽減判定基準の見直し、子ども・子育て支援納付金制度の新設など所要の改正を行うものであります。

委員からは、導入される前納制度に関して国民健康保険料の外国人の未納状況について質疑があり、理事者からは、令和 7 年 12 月 31 日時点で約 500 世帯が未納であり、そのうち世帯主が外国人であるのは約 20 世帯、未納額は約 90 万円である、との説明がありました。

また、委員からは、子ども・子育て支援納付金の賦課額について質疑があり、理事者からは、子ども・子育て支援納付金の鳴門市納付額約 3,400 万円を被保険者に割り振り試算すると 7 割軽減世帯は月額 55 円程度、5 割軽減世帯は月額 90 円から 160 円程度、2 割軽減世帯は月額 200 円から 270 円程度、軽減なし世帯は月額 316 円から 2,500 円程度となる、との説明がありました。

委員からは、負担の適正化を図るためにも資産割を廃止すべき、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 23 号 鳴門市介護保険条例の一部改正について」は、令和 7 年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い介護保険料の段階に移動が生じ保険料収入に不足が生じるおそれがあり、当該影響を遮断するために政令が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、特例措置の該当者数について質疑があり、理事者からは、令和 6 年度給与所得を参考に試算すると、約 380 人の方が対象となり、この度の条例改正を行わない場合 380 万円程度の介護保険料収入の減となる、との説明がありました。

また、委員からは、鳴門市の介護保険料収入が 14 億円あるうちの 380 万円であり、歳出で調整できるのではないかと、この質疑があり、理事者からは、全国一律で措置を講じるよう指示があった、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 24 号 鳴門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の開

始に伴い、乳児等支援給付費が支給される特定乳児等通園支援事業にかかる基準について定める条例を新たに制定するものであります。

委員からは、現在一時預かり事業をしている事業者にはノウハウがあり、こども誰でも通園制度事業へ参加しやすいのではないかと、との質疑があり、理事者からは、国の制度設計において、当該制度に一般型の一時的預かり事業の余剰定員を充てることはできず追加事業となることから、現在のところ一時預かり事業実施者からの事業実施の希望はない、との説明がありました。

委員からは、安全管理やノウハウなど事業を行う上での指針を市が示した上で、事業者も指針を作成する形にすべき、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 27 号 鳴門市立保育所条例の一部改正について」は、乳児等通園支援事業を公立保育所で実施することとし、公立保育所が実施する事業を定める条例に、乳児等通園支援事業の実施にかかる規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、定員数と利用方法について質疑があり、理事者からは、保育士を 2 名配置し、定員は午前・午後 5 名ずつの 1 日あたり最大 10 名であり、国が構築するシステムを通して利用申請を行う、との説明がありました。

また、委員からは、今後利用時間を延長することを考えているのか、との質疑があり、理事者からは、長時間の利用を希望される場合は一時預かり事業を案内する、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 25 号 鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び「議案第 26 号 鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、国において子育て支援に関する制度の見直しによる法令改正が頻回に行われることから、各条例において個別規定を定める形式を基準政省令に委任する形式に改め、それぞれ全部改正するものであります。

議案第 25 号及び議案第 26 号の議案 2 件については、関連した内容であったため、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、参酌すべき事項について、利用者や施設から変更の意見が出た場合はどうするのか、との質疑があり、理事者からは、参酌基準は最低基準と考えており、事業者から国基準と異なる基準の設定を求める意見があれば実情を精査し、市において基準の変更が必要と考えられる場合は条を追加する、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第 25 号及び議案第 26 号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 21 号 鳴門市文化会館条例の一部改正について」は、鳴門市文化会館のリニューアルを行うにあたり、館内施設の名称、利用料金などを変更するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、基本利用料金が休館前より増額していることについて質疑があり、理事者からは、休館前には別途徴収していた冷暖房料金を基本利用料金に含めたため、冷暖房料金を含めて比較すると一部減額した区分もあり、最も多く増額した区分でも

1時間あたり1万円程度である、との説明がありました。

また、委員からは利用期間の制限が4日から14日に増えたことについて一般市民団体が利用しにくくなるのでは、との質疑があり、理事者からは、興行利用と市民の発表の場などの利用のバランスをとった運用をしたい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第28号 鳴門市こども未来館条例の制定について」は、健康福祉交流センターのリニューアルを行うにあたり、施設の名称を鳴門市こども未来館とするほか、施設の利用区分や利用料金、指定管理者による管理などについて定めるため、鳴門市健康福祉交流センター条例を全部改正するものであります。

委員からは、施設の機能強化について質疑があり、理事者からは、現在のこども家庭センター、ファミリー・サポート・センターに、子育て支援団体NPO法人子育て応援団レインボーが加わり、子育て支援の拠点としてワンストップで子育て相談ができる機能を持たせたい、との説明がありました。

委員からは、自習のできる多目的スペースもあるが、会議室に予約が入っていないときは中高生の自習室として開放する運用にしてほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第31号 鳴門市文化会館及び鳴門市こども未来館に係る指定管理者の指定について」は、鳴門市文化会館及び鳴門市こども未来館の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、指定管理候補者の選定理由について質疑があり、理事者からは、指定管理候補者は6者の共同企業体であり、会館運営・ホール運営、子どもの遊び場運営、イベント開催など多くの実績を持つそれぞれの事業者の強みを組み合わせることにより、2施設一体でにぎわいの創出が期待できる、との説明がありました。

また、委員からは、地元企業との連携や参入の可能性について質疑があり、理事者からは、2館は地域密着型の施設運営を目指し地域経済や雇用創出に寄与することも目的としており、指定管理者には地元人材の積極的な採用や地元企業との連携を優先的に進めることを求めている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。